

介護保険負担限度額認定と高額介護（介護予防）サービス費支給

○介護保険負担限度額認定

- ・ 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- ・ 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。

（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

- ・ 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方

【利用者負担第3段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方

（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など）

- ・ 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となる場合もあります。

○高額介護（介護予防）サービス費支給

- ・ 介護保険負担限度額認定の段階に応じて世帯の1か月の在宅サービスや施設サービスにかかる1割の利用者負担額の合計が自己負担上限額を超えた場合は、超えた金額を高額介護（介護予防）サービス費として介護保険から支給されます。

※入所（ショートステイ）の食費・居住費（滞在費）、日常生活費等の費用は高額介護（介護予防）サービス費の支給対象になりません。

※同一世帯にサービスを利用する要介護（支援）者が二人以上いる場合、それぞれの利用者負担を合計した金額が一定額を超えた場合、高額介護（介護予防）サービス費が支給されます。

参 考	居住費（／日）	食費（／日）	自己負担上限額 1ヶ月あたり
	ユニット型居室		
第1段階	820円	300円	15,000円
第2段階		390円	15,000円
第3段階	1,310円	650円	24,600円
第4段階	2,500円	1,562円	37,200円

○ 詳しくは、市町村窓口でおたずね下さい。